

第十三回 参議院内閣委員会會議録第十二号

昭和二十七年三月三十一日(月曜日)午
前十一時十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 河井 彌八君
理事 山田 佐一君
鈴木 直人君

委員 小串 清一君
横尾 龍一君
楠見 義男君
竹下 豐次君
和田 博雄君
赤松 常子君
上條 愛一君

政府委員

特別調達庁長官 根道 広吉君
特別調達庁
長官官房長 辻村 義知君
事務局側

常任委員 杉田正三郎君
会専門員 藤田 友作君
会専門員 藤田 友作君

本日、の会議に付した事件

○特別調達庁設置法の一部を改正する
法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(河井彌八君) これより内閣
委員会を開会いたします。

特別調達庁設置法の一部を改正する
法律案、これを議題といたします。先ず
政府より提案の理由の説明を求めます。
○政府委員(根道広吉君) 本改正法案
提出の理由を簡単に申し上げます。

第一部 内閣委員会會議録第十二号

昭和二十七年三月三十一日【参議院】

先ず特別調達庁の現在の機構を簡素
化したとします。又一面経費節減の見地
から今般附屬機関の調達役務審議会と
地方支分部局の京都特別調達局を廃止
すると共に、平和條約の効力発生に伴
い、特別調達庁の所掌事務に変更が生
ずるので特別調達庁設置法を次のよう
に改正する必要があると存じます。

第一に、従来特別調達庁設置法と言
つておりました題名を調達庁設置法と
改正し、特別調達庁を調達庁と特別調
達庁長官を調達庁長官と又特別調達局
を調達局と特別調達局長を調達局長と
それぞれ改めることといたしますと同
時に他の法令についても同様な読み替
えを規定して居ります。

第二に、特別調達庁の従来の任務であ
りました「連合国軍」のための調達を平
和條約発効後は、「駐留軍」のための調
達を行うよう改正いたしますと共に新
たに行政協定の第十條に規定してあり
ます駐留軍の行為のために生じた損害
についての請求の処理に関する業務を
所掌をいたすことといたします。

第三に、終戦処理費、解除物件処理
費は、昭和二十六年限りなくなりま
すのでこれを経費と改正いたします。
第四に、当庁に置かれております調
達役務審議会及び京都特別調達局を機
構簡素化の趣旨に副い廃止いたします
ことといたします。

第五に、従来地方支分部局の管轄区
域は、連合国占領軍の管轄区域と対応
して定めておりましたが、これを明確
化いたします。

これが主なる点でございます。どう
ぞよろしく御審議をお願い申し上げま
す。

○委員長(河井彌八君) それでは只今
長官の説明がありました。本案につ
きまして御質疑がありますならばこ
の際お願いいたします。

○横尾龍一君 駐留軍と書いてあります
のは、これは米軍だけでございます
か、或いはその他のものもあります
か。

○政府委員(根道広吉君) 只今のこ
ろ米軍のみを予想してしております。

○横尾龍一君 吳におります英海軍の場
合はどういうふうに解釈いたしてよろ
しいですか。

○政府委員(根道広吉君) これは安全
保障條約及び行政協定に基く關係で
ございまして、日本は現在のところ他
国の軍隊がこれと同じように駐留軍と
なることを予想しておらないものと存
じます。従いまして英海軍等は全然別
のものであります。ここには關係はな
いことと考へます。

○横尾龍一君 現在は英海軍のほうも連
合軍としてすべて調達はやつておられ
るわけでございますが、今後その辺の
御關係はどうなんですか。

○政府委員(根道広吉君) 今後は全然
關係がなくなるわけでありまして、併
しなからこれは全然私も承知しており
ません。若しそういうことがありとす
れば、これは全然新たな國際條約に
基く結果によつてのみ発生して来るだ
らうと存する次第であります。

○横尾龍一君 そういたしますと、今後
は英海軍に限つては何かの條約のきま
るまでは直接の取引でいいのでござ
いますか。

○政府委員(根道広吉君) 英海軍が占
領軍、連合国軍たる資格がなくなつ
て、帰つて行くまではこれは事実上法
律の關係がありますが、その後におき
ましては日本に駐留すべき特別な資格
は何も持つておらないわけではござ
います。日本との條約關係又法規關係にお
いては無關係の存在である、こう相成
るかと思へます。

○横尾龍一君 朝鮮事変が終末するまで
に英海軍が吳に駐留するといつたしま
しなれば、これは直接取引で差支えな
いのですね。

○政府委員(根道広吉君) それは今後
あるべき國際約束においてきまります
内容に基くことと考へます。

○上條愛一君 そうすると英海軍は何
ですか、新しいこの調達庁では取扱
わないということですか。

○政府委員(根道広吉君) 只今のこ
ろそう相成つております。

○横尾龍一君 私は数点伺いたい
のですが、最初に横尾さんから御質
問になつた点に關連して先ずお伺い
いたしますが、駐留軍というのは米軍の
みを予想しておるといふふうな御答弁
があつたわけでありまして、この改正
法律案の三條のごときを見ますと、第
一号に條約に基いて云々とあり、そ
れから三點の場合には、具体的に「日
本とアメリカ合衆国との間の安全保

障條約」こういうふうな三號の場合
はつきりしておりますが、一號の場合
にはそういうふうな定冠詞を附せざ
る、條約といふことになつてゐるの
で、これで見ると一號で日米安全保
障條約に基く外國軍隊の駐留のほかに、
將來こういう同じような例えは國際通
合軍といふようなものの軍隊も予想し
ておるように見えるのであります。若
しそういうものを予想しておらない
といふことであれば、何故この一號に
はつきりと日米安全保障條約といふこ
とを諷し出して書かなかつたかとい
う点が第一点であります。先ずそれか
ら伺ひたいとします。

○政府委員(根道広吉君) これは言葉
の使い方でございます。我々この案を作
るときには米軍だけを予想しておつた
わけでありまして、又第三條の第三号に
書いてありますのは、具体的に行政協
定第十八條に基く請求といふ細い点に
入りましたので、「アメリカ合衆国との
間の安全保障條約第三條に基く行政協
定」云々、こういうふうにして細い
仕事の内訳を書いたような次第でござ
います。

○横尾龍一君 そうしますとこの條約
という場合に、将来例えは國際連合軍
との間に條約が結ばれて、そうしてそ
れに基く軍隊が駐留する場合には、そ
の軍隊はこの三條の一號によつてあ
らうである、こういうことになるんじ
やないのですか。

○政府委員(根道広吉君) 新たに國際

條約ができて、それがここに言うところの、條約に基いて日本に駐留する軍隊という実質を備えれば自然この中に包含されるものと考へます。

○和田博雄君 ちよつと関連ですが、これはやはり今のアメリカ軍以外の軍隊、例へば漳州軍であるとかイギリス軍であるとか、そういったような軍隊が、これはもう日本としてはやはり国際連合との間で何かの關係、條約を結んで駐留するということを予定してやはり書いてあるんじゃないですか。そうでないとは結構却つて合わないんじゃないやないかと思ふのですが、アメリカだけの何だつたらこの一項は要らないように思ふのです。

○政府委員(根道広吉君) これは日本に軍隊が駐留するということは當然條約に基かなければならぬということ、單に駐留するということだけではいかんという意味で、これは條約に基き駐留すると、こゝ書いたわけですが、又この起草の当時の考え方から申しまして、安全保障條約と行政協定というものを頭において考へております。日本国としては、安全保障條約というものは外務大臣の担当で、國務相の答弁すべきことであります。私どもとしましてそれ以外のことは実は考へておらなかつたわけでありまして、ただ言葉の上で広く條約に基き日本国に駐留する外國軍隊と言へば、そういうものができたときにはこれに入り得るとまあ考へられると、こゝ申上げたわけでございます。

○和田博雄君 だからですね、これは意見になるから差控えたいと思ふのですけれども、朝鮮事變の成行き如何によつてはやはりほかの軍隊も結局日本

におることになるのですから、だからそのほかは予定せずに、今度の行政協定に基いてのいろいろの物資の調達ということだけのための仕事であれば、少くともこの一項は要らないように思ふ。もつとはつきり限定して書いても差支えない。機構の上から言へば私はそうだと思うのですがね。そこらのところはやはり政府のほうとして、あなたのおつしやるように、行政協定に基き仕事だけをやる、アメリカが、今の進駐軍が結局駐留軍にやつてしまふと、それについての仕事だけをやるのだという意味でこの機構だということであれば、むしろ構成の上でその点をばつきりしておかないと、却つて混乱を招くのではないかと思ふのですが、その点はどうなんですか。

○橋本龍雄君 私は実は英海軍で困つておるからお聞きするのです。船でやつておられます。只今は英海軍から直接に仕事をもらつておるんです。併しそれに対して間接、直接と……幸いに間接ということにきまつたといひますと、この調達に何ら關係がないようになつてしまふのではないかと思ひますので、その点をお伺ひしておるわけなのです。これには役務もあります、いろいろの問題もありますので、できまふならばできるだけはつきりしておいてもいいというところでお伺ひしておるわけでございます。その点一つ御考慮をお願いしたいと思います。

○政府委員(根道広吉君) 直接調達か間接調達かという問題は非常にむずかしいのでございまして、いろいろの面を直接調達、まあ外國の軍隊或いはその所の屬の者が日本の各種の業者、殊に中小工業者でございするが、そ

う者と直接契約を結びましてやりまふと、うまく行つてゐるつもりが、最後になりましてうまく行かん場合が非常に多いのでございする。このうまく行かん点をどう処置するかということが非常に大事なことではございまして、殊に米國軍隊が日本を防衛するために日本に駐在しておる。そのために米國においても相當な多額の経費を使うという状況におきまして、それが又同時に日本の經濟界に相當役に立つというやうな状態において、その使ひ方の結果日本國民との間に細かいいざこざが起つて来る、それが累積して来るというやうなことに相成りますと、折角の大目的が精神的に阻害される虞れが多分にあるのではないかということを恐れております。従ひましてそういうことができるだけないようにしたいと思ひまして、これは現在予備作業班等においても將來の調達の仕方についていろいろの閣議で個人的に話し合ひをいたしておられます。まだその個々の問題についてどうするか具体的にはきまつておりませんが、国内における調達機關をいたしまして自分たちがやりたいと、こゝいうふうな希望を持つておりますので、これに対して私はあえて日本政府とは申しませんが、特別調達庁が過去の經驗を成るべく参考にいたしまして、又各方面のいろいろの關係者のかたへから困りの状況も伺ひまして、何かそういうことをできるだけ防ぎたい、日米間の關係をよりよくしたい、日本における米軍の欲する調達をどちらがやるにいたしまして、これが円滑に行われますように、又これが日本の經濟界の發展等によりよき効果を與へますようにまあ考へており

ます。従ひまして間接調達というものも或る程度せねばならぬということをおもひいたしました。これは主張いたしておるわけでありまして、御了承願ひしたいと思います。

○竹下豐次君 間接調達と直接調達の両方の意見がわかれておる。いずれも相當の主張があるはずですが、その議論を一つ御説明願ひたいと思ひます。只今長官は間接の点を御主張のようですが、それに対する反對の意見はどういう……、アメリカは直接調達を主張しておられると思ひますが、その根拠があると思ひますが、現在の経過がいろいろあるだろうと思ひますので、少し御説明願ひたいと思ひます。若し速記にとれて悪いやうな点がありますならば速記はとめても結構であります。

○政府委員(根道広吉君) 直接調達か間接調達かということは、ものによりまして非常に違ふわけでありまして、それでそれの意見はございします。直接調達というのは契約自由の原則によつてやるものではないかと、たとえ外國の業者がやりましても、それは當然自由によらせるべきものである。併し又それが軍隊であつてもこれはやはりやり方がなければ契約自由の原則によつて自由によつたほうがいいのじやないか、その間に立つて政府がわざわざ職員まで置いて経費を使つてそういうやうなことをやるには及ばんじやないかという考へ方が直接調達の一面の論だと私は考へております。それから又米軍側におきましては、直接調達のほうが間接調達よりも安く上るといふことを言つておるのであります。まあそういうやうな点が大体主眼なのであり

ますが、必ずしも私はそうじやないと思ひております。

○委員長(河井彌八君) ちよつと速記をとめて下さい。

午前十一時二十九分速記中止

午前十一時五十六分速記開始

○委員長(河井彌八君) 速記を始め

○鈴木直人君 直接調達の……今調達する場合にどつちが便宜かというやうな観点から、法理的観点から考へて、今度駐留軍という軍は、これはアメリカの軍隊である。そしてそれに必要な建物とか設備とかいうやうなものはアメリカの方面からも半分金を出す。そして日本の半分はアメリカのほうに何と言ひますか納めると、こゝういふことになるのですが、その際にアメリカの予算で建てたその建物等はアメリカの所有になるか、アメリカの予算でアメリカの軍隊の使つた建物を作つたのではあるけれども、それは所有はど

ういふふうになるのですか。

○政府委員(根道広吉君) これは行政協定に或る程度書いてあることかと思ひます。恐らく土地の上に定着してなされたる工作物等はそのまま置いて行くのじやないかと思つております。いよいよ最後のときにきまるのがこれは國際上普通のことでありまして、家を建てたからこれをどうするということ、は條約關係になりますので……。

○鈴木直人君 次に向うから言へば、アメリカの予算會計法というもののから見れば、予算をアメリカの軍隊が使うために日本で使うという場合に、アメリカの會計法上から見てもみずから注文する、みずから使つて、こゝういふことが

考えられるわけですね。それで立法的なことをアメリカでやつて、そうしてアメリカのためにアメリカの金を使うのであるけれども、日本における駐留軍に必要なものは、特別立法によつて日本から出すところの半分とそれと一緒にして何か特別な経理を作つて、そうして日本において日本の調達庁が調達をするということ、こういうようなことを考へてゐるというやうなことが今まで行政協定の審議途上において言われたのですが、そういう傾向はどうなんでしょうか。

○政府委員(根達広吉君) 今言われたやうなことになるならば結構だと私は考へております。事實はさうでなく、アメリカのものはアメリカが勝手に使うのであつて、日本が出すものは又アメリカが使うのである、こういうことにこの話が行つてしまつたやうに私は聞いております。

○鈴木直人君 そういうふうに行つたとして、今度の第三條の第一号の分については、調達庁がやる分野というものは殆んどないといふことになるのぢやないでしょうか。役務のほうはどうか知りませんが、第二号と第三号はこれはあるように思ふ。第一号のほうの仕事、これは余りない、こういうことになつて、調達庁の必要もなくなるというやうな理論的な根拠も出て来るやうになるのです。ここに調達庁を置くということ、それはいけない、日本側としてはここに調達庁を新しく組織替して、そうして間接調達というものを強く主張する建前をここに持つ根拠にもなる、こういうふうな思ふのですが、現

実の場合に第一の分野というものは比較的なくなつて来るのぢやないでしょうか。

○政府委員(根達広吉君) これは双方の分担の金をどう使うかということによつて、その元締がどうなるかということによつてそれが食い違つて来るわけでありませう。何でもかんでも向うがやるのだ、而もその契約は自分がやるのだということにしますと、第一号の業務というものは非常に少なくなりまして、ゼロに近くなるときがやがて来るわけでありませう。勿論現在に於いてやつておりますが、そういうことになるのはお説の通りであります。併しもう一つ申上げます。アメリカが自由に使うと言ひましても、アメリカが日本政府を契約の相手としてやるということとは、同じく設置法の中でも現在も可能になつて来ます。その一つの例として先刻申上げましたアメリカのドルそのものにより調達される業務の調達は、現在の特調の契約に基いて引受けております。これは年額四百五十億ほどになつております。

○鈴木直人君 まあ要するに我々は間接調達といふことを強く主張したい、私はさう考へておりますから、私の意見はさういふ意見であること、一つこの際速記にとめて頂きたいと思ひます。(宣伝用かと呼ぶ者あり)

○橋見義男君 私は速記があつてもなくともいいのですが、御答弁によつては速記をとめてもらつてもいいのです。結局その直接調達で安く買えるといふことは、逆に言えば買ひ叩くといふことなんですね。買ひ叩くといふことは、日本の業者に対して買ひ叩くといふことなんですね。而も日本の業者

から見れば、こういう金融の非常に不足な、困難なときだから、少々損をしてでも金に代えて行かうといふことは、これは国内でもさうだけれども、特に大量の金その需要に対する商売においてはその必要に對する商売に

なことはさういふことはもうあり勝ちなことなんですね。それぢや……併しさうであるけれども、アメリカ軍として、それだけ安く買えて、進駐に要する経費が節約されるというなら別だが、必ずしもさうでもない場合もある。これは中間にいろいろ商社というものが入つて、儲けてゐるのはその商社が儲けてゐるとも言われてゐる。而もその商社と或いは進駐軍との間に、あるかないかは知らんけれども、巷間の噂としてはまあ特殊関係のやうなものがある、それが匿名入札のやうな恰好になつて現れてゐると、これが又国民感情として堪へがたいものがまあ出て来ておるわけなんです。従つて直接調達、間接調達の問題は、單に契約自由の原則に基いて、一個のその物

について、の売買だといふやうな契約自由といふことのほかに、日本国對アメリカ國、又アメリカ軍隊對日本國民といふ、そこに非常に微妙な、又而も非常に大きな感情の問題もそこに出来来る虞れがあるわけなんです。従つてこれは私は意見になるかと思ひますけれども、折角日本の國を守つてもらつて、いざ

といふときには日本も協力しようといふ、その國民をむしろ離反をさせるやうな大きな原因にもならんとは限らないのです。そこに問題が私はあると思ふのです。従つて直接調達、間接調達の問題は、さういふやうな広い観点から、私は政府は慎重に考慮すべき問題である、さう思ふのですが、同時に

そこで伺ひたいことは、物によつては直接調達、間接調達といふことを伺つたりしてゐる。又一面場合によつては、日本の国内における物の需給關係に大きな影響があるものについて

は、政府が介入してそこに間接調達のやうなことをすると、まあ極めて抽象的なことだけを今までは何かの機会に伺つておるのです。これは問題は、抽象的な言葉では解決せずに、具體的の個々の入札であるとか或いは需要であるとか、そこに起つて来るものだから、この問題は抽象的には決定すべきものではないに、具體的に若し物によつて直接調達、間接調達といふやうに、或いは役務についても同様ですが、区分する場合には、はつきりと初めから物によつてしたほうがいいのぢやないかと、さういふふうにも思ふのですが、それは間接調達で行けば全部がさうであれば問題ありませんが、さうでない、先ほど最初にこの三條について専門員

のほうからも、結論によつてはここに書いてある「物及び役務の調達」といふ字は要らなくなるのぢやないかといふやうな議論も出ましたくないんですが、この点をこの審査に當つても明かにして頂きたいと思ふのですがね。それからついでです、これは細かいことなんです、この改正案の中で、文字の問題なんです、片費以外の経費」による調達といふのがありますが、片費以外の経費による調達といふのはどういふことを指しておるのか。その点を文字の問題ですが御説明を煩わしたい。それからついでにもう一つ、三番目の問題としては、これはできれば四月一日からといふことでお急ぎになつておるやうであります

が、どうしても四月一日でなければならぬという理由がまだ明かにされておらないやうなので、最後のお伺ひとしてはその点を一つ御説明して頂きたいと思ひます。

○政府委員(根達広吉君) 只今言われました間接調達、直接調達の問題は、只今お説の通りの考へ方では私はいへない。非常に大事な問題であります。なお現在の状態のままで推移して行きますといふと、御質問のやうに、物に關する面の調達といふものが殆んどなくなるのぢやないかと言ひますが、少くともさういふ方向に今行

きつたのであるやうな方向に今行だけこれの食ひ止めて行きたいといふふうには考へておるわけでありませう。幸いに特別調達法の法規、設置法そのものにおいてこれが或る程度可能のやうにも書いてあります。これをできるだけ活かす、又行政協定の解釈もできるだけ広く解釈して行けるやうな段取りになるのは結構だといふやうに考へております。

それから又経費の点でございませうが、片費はお話の通りであります。片費以外のやつは、防衛支出金等、まあ關係経費と一応考へておるわけでございます。それから又四月一日にどうして発効しなければならぬかといふのであります、この法令上、現在の設置法上京都特別調達局といふのが存在してあります。これは四月一日から廃止したい考へております。でき得るならばそのほうが非常に結構なのであります。予算上も手当がついておりません。職員も身分等も全部本日を以て終止せしめる予定であります。又今度の行政整理に關連いたしま

しての退職者として現在京都は三百二十名おります。そのうちで百名をもう本日をもって退職命令になる予定であります。あと残りの者は大阪へ設置換をし、京都には京都監督事務所として縮小いたすようにいたします。そういうふうな設置して行くというふうな準備中であるわけでありまして。

○補見義男君 三点お伺いした第一点と第三点の問題ですが、第一の点は今特別調達庁のほうで間接調達の方向において御努力中であるという御苦心のあるところもよく承したわけでありまして、問題にいたしました点は、若し間接調達というものがなくなるといふ場合には三條は実は我々は空文を審議したことになるわけなんです。という意味は、こういうこともできるといふような書き方でなしに、物の調達に關する事務を行うことを主たる任務とす、というふうなこの法律はなつておるので、我々は物の調達、即ち間接調達をするということを前提にしてこの法文を審議しておるわけなんです。それがやるんだかやらないんだかわからないということであれば、その主たる任務とするというこの條文は、実は空文を我々は審議することになるのだから、その点を明らかしてもらいたい、こういう意味なんです。

○政府委員(根道広吉君) 只今のお説、これは空文を御審議願つておるわけじゃありませんので、四月一日以降におきまして特別調達庁は当分の間この第一の業務は継続してやらなければならぬのであります。

○補見義男君 その点は当然やるといふのは、現在の占領軍が継続しておるからそれでやるのでしようけれども、ここに言つてゐるのは安保條約に基いて……、先ほど安保條約以外のものもあるのじやないかという質問もありましたけれども、一応政府側の答弁をそのままとするすれば、安保條約に基いて日本に駐留する軍隊の需要に關する問題なんです。だから当分やられるという意味は、占領が続くから今までのやつをそのままやると、こういう意味であつて、当分やるといふ意味は、安保條約に基いて進駐軍になつた場合になお物の調達はやる、こういう意味じゃないでしよう。

○政府委員(根道広吉君) それは講和條約が効力を発生いたしました後、安保條約に基く駐留軍となつた後においても当分の間という意味であります。これは現在の建前におきまして日本が支出する負担分をアメリカが今直ちにみずからこれを使つて直接調達をするという段取りにはなつておらんのであります。アメリカにおいても或る種の法的措置を必要とするものと考へております。従つてたとえ全面的に向うが直接調達をやるにしても、それまで相当期間があるものと考へておるわけでありまして。

○補見義男君 その問題に關連して、日本側としては直接調達は困るのだということを主張して、間接調達にしようということを主として、予備作業班における交渉以外に他には交渉の途はないのですか。

○政府委員(根道広吉君) まあこれは非常にむずかしいお話でございます。先ず当面のところ予備作業班におきましては、これが正式の合同委員会になります以前にいろいろ準備をしておりますが、その場合においていろいろ

意見も戦わすつもりであります。又合同委員会が正式に出発いたしましたとしても、まだ或る種の暫定期間、或るちよつとした暫定期間はやはり現在の通りの仕事を多少やるから、その間において又十分話し合ひを進めたいと私としては考へております。ただ日本側として今直接調達とか間接調達とかいうことで参つておりますのは、暫定期間を過ぎた後、実は主として論じておるのであります。暫定期間中は日本側でやらないければならぬということについては、政府内は実は一致しておるのであります。将来の問題について……。

○補見義男君 将来の問題について……は、これは専門員に伺つたほうがいいのかもしれないが、文理解釈上どうなりましようか。進駐軍の需要する建造物及び設備の營繕並びに物及び役務の調達を主たる任務とするためにこの特別調達庁を置くという法律を作ることとは、結局進駐軍の需要については我がほうが調達をするのだ、こういうことを日本の法律はきめた、従つて即ち間接調達というものがなくなるといふのは法律の建前上できないのだ、こういう解釈になりますか、どうでしよう。これは政府の御意向と、両方伺いたいのですか……。

○専門員(杉田正三郎君) 一応形としては特別調達庁が三條の一項に掲げる仕事、即ちこういう調達をやるのだ、併しながら内外の事情によつて、その中の或る仕事が将来なくなるにしても、一応はその違法とかそういう問題は起らないのじやないかと思ひますが……。

○補見義男君 それは進駐軍の需要がなくなる場合は当然客体がなくなるが、ところが需要というものはやはりあつて、そしてそのものの調達に當るために特別調達庁を設けるのだ、こういうことになつた場合にやはりやらないでしようか。

○専門員(杉田正三郎君) 例へば需品の調達という問題が、今直接或いは間接調達の問題の主たる問題でしようが、需品の中で或る特定の、例へば石炭だけは間接調達でやるといふ場合が仮にあるとすれば、それだけでもこの規定があることが必要だ、全部将来需品調達というものが皆無になるといふような場合であれば、それは何でしようが、そういうような特別の重要な需品の調達というところが一応予想される限りは、この書き方で一応間に合ふのではないかと思ひます。私の私見ですが……。

○補見義男君 間に合ふという意味は、すべて直接調達にして、特別調達庁の関與を排除する、そういうふうになつてはならない、そういう意味ですか。

○専門員(杉田正三郎君) そういう特定の需品を調達する場合にはこの規定が必要だ。併しながらそれ以外の需品の調達は直接で行くのだというふうな場合は仮定しても、この規定ぐらひは必要ではないでしようか。

○補見義男君 私の伺つておる趣旨は、おわかりのように間接調達というものは是非残しておきたい。これは全部という場合も、令お話のように一部の場合もありましようけれども、とにかく間接調達というものを残しておきたいという頭でおるわけで、それを基礎にして行く場合に、この條文で先ほど私が文理解釈で申上げたやうなふうに当然特別調達庁はやらなければならぬ

いのだ。こういう文理解釈が法律として出て来れば、私の今申上げた点は解決するわけだ。若しこの條文が單に従来の官制と同じようになつた一種の権限規定で、義務規定ではないということであるとすれば、今申上げたやうな希望はこの権限規定だけでは達せられない。そうするとこういう規定を新たに設けるか、或いはこの文字を變へることによつてそれができるかどうか伺つておるわけだ。

○専門員(杉田正三郎君) その点は一応わかりました。今おつしやつたやうな間接調達は、この規定に基いて間接調達の権限というか或いは任務があるのだというのではないで、そういう間接調達をやるか或いは直接調達をやるかというところは、他の規定、或いは日米間の協定というやうなものに基いてできて、それを受けて特別調達庁がそういう特定の需品の調達をやるのだということになるのだ、この三條が唯一の根據で、特別調達庁というか、日本政府が直接、間接調達をやるというのではないのかと思ひます。

○補見義男君 そうすると、これは官制における権限規定のごときもので、強行規定でない。それからもう一点、先ほどお伺いした第三の点で、第三の点は、これは特別調達庁にお伺いするのですが、予算上の処理をしておらないというやうなふうに伺つたのですが、そうするとこの規定で、この原案で行けば京都の調達局は廢官になるわけですね。ところが若し本日これが決定されるということになれば、京都におる職員という者は、やめるかたはやはり依願免官という形をおとりにな

ることになると思うのだけれども、その辺はどうなんですか。

○政府委員(辻村義知君) お話の通りでございます。それは実問題として、三月限り京都特別調達局を廃止する場合には、整理いたします者は依頼官の形にいたしたいわけであり。

○補見義男君 それから今予算上措置をしておられないというふうな伺ったのですが、それは予算には京都特別調達局というものは廃止するということは二十七年予算にはなっていないのですか。

○政府委員(辻村義知君) 予算では一応京都局を廃止する建前で内訳などはできております。

○補見義男君 ああそうですか。そうなっておりますと、予算上は京都特別調達局は廃止する、こういうことになつておれば、当然この四月が来ても、その京都調達局に勤務している人間は、予算がなくなつたのだから当然廃止と同じようなことになるから、必ずしも四月一日にこれをしなければならぬ、こういうふうにはならないと思ふのだけれども、どうでしょう。

○政府委員(辻村義知君) 一応三月一ぱいで京都局を廃止したいという希望でございますから、法律のほうもそういうふうにご審議を願えれば是非非常に便利だと申上げておる程度でございます。法律的に或いは予算的に非常にこれが廃止が遅れることによつて困るといふような事態にはならない。

○鈴木直人君 関連質問です。これはどういふのですが、先ほど皆さんから第三條の條約というところについて質問

があつて、政府からは答弁があつたようですが、この條約というのは安全保障條約のみを意味するものでなくして、将来起り得るであろうところの條約、将来起つた場合に、発生した場合に、その條約に基いて外国軍隊が日本に駐留するという事実ができた場合には、当然この第三條第一号の條約といふものの中に包含されて行くといふ解釈を以て、そういう考え方の下に條約といふものの意味をここに書いたのだらうと思ひますが、若しそうでなければ、第三号などには安全保障條約と書いてありますが、この官制の中ですべて條約といふものは安全保障條約であるといふならば、安全保障條約といふことを書くまでもないわけですが、これは将来起り得る條約も考へて包含して書いて置いたもので、そういう場合も駐留軍とこの官制においては言うといふような解釈ではないのですか。そうでないといふと今後又どういふことがあつた場合に一度又別な意味において改正するなり、それを解釈するなりしなければならぬと思ひますが、その点はどうか。

○政府委員(根道広吉君) それはお説の通り、安保條約と書くのか條約と書くのかといふことをいろいろ案文を作るときに考へたわけでありまして、ただこれがいろいろ場合も想像せられるし、当面はこういう安保條約関係だけを予想しておるのでありますけれども、身動きがつかぬやうなことはなく、一応広く條約と言つておけば問題が少くないといふやうな考へ方で條約と單純に書いたわけでありまして。

○上條愛一君 第十二條の三、調達役務審議會を廃止するといふのは、これは役務の調達といふことはもう必要がなくなつたといふ意味ですか。

○政府委員(根道広吉君) 調達役務審議會の中における主なるものは芸能の審査をする審議會、芸能審議會、ホテル関係の委員會でございます。芸能につきましては今後日本が向うに当分提供するということがなくなるという建前から、ホテルも同じやうな意味で自由な立場になるもので、これは要らない、但し残すべきものは不動産審議會で、これは当然残さなければならぬ。そういう意味で役務審議會のほうを節約してしまつたといふわけであり

○上條愛一君 そうすると、おつしやるやうな芸能関係とかホテルの役務といふのは全然なくなるという予定ですか、少くなるという意味で廃止するといふのですか、全然関係がなくなるといふ意味ですか。

○政府委員(根道広吉君) 芸能のほうにつきましては勿論当分はございませう。併し今までは作つた基準はさう動かすものでもございませうし、大体ものをいじりますときには、年に一回くらゐそのときの情勢において値上げのときなどに起るわけでありまして、大体整理もついております。それで大体芸能につきましてはさういふやうな観念的なものは日本側が負担しないといふ建前が必要がないといふやうに考へます。ホテルもやはり自由契約の建前になつて参りますれば、直接細かい料金等を制定せずともよい段階に入る、こ

ういふ予想でございます。

○上條愛一君 そうするとホテル関係などは直接調達のほうになるという御意向なんですか。

○政府委員(根道広吉君) ホテルは相当数解除になりまして、特別なホテルが労働提供関係の労働者が入つて、向うが直接動かして行くといふやうなものがあるだらうと思ひます。又今後の推移によつて多少わからないのでありますが、やはり請負制度的なものがあります。

○上條愛一君 労働関係についてお尋ねしたいのですが、労働関係は勿論直接調達が多くなる場合もあると思ひますが、その場合に労働條件は直接に進駐軍で決定するわけですか。

○政府委員(根道広吉君) 只今米軍側においても労働関係の仕事は直接にやるといふ意向を持っております、労働だけについては……

○上條愛一君 労働だけは間接調達……

○政府委員(根道広吉君) 但し私的の性質を持つておるもの、例えば個人の家に於けるメイドとか、それに類する者、或いは米軍等においてやはり向うの人たちが私的に集つてゐるクラブとか或いはPXのやうなもの、そういうところ政府が直接に賄ふものじやないところのもの、これは私的関係として向うが直接米軍として雇ふものは、全部日本側に間接的に頼みたい。自分のほうはどうせそんなことはできるものとは考へていない、こういうことです。又労働関係のほうにつきましては勿論十分に存重する、勿論当面としては日本政府が間接雇用でありますので、日本政府が労働者に対しては全責任を負つておるわけでありまして。

○上條愛一君 委員長に着く。

○上條愛一君 もう一つお尋ねしたいのですが、それからまあこれは直接調達か間接調達かといふことによつて違ふと思ひますが、行政協定の取極から言へば直接調達を以てする建前になつておるのですか、そういう意味から言へばこれは今後は調達の従業員といふ者はだん／＼不必要になると思ひますが、この点についての見通しはどうですか。

○政府委員(根道広吉君) 当分の間、先刻申し上げました暫定期間中は特別調達の職員は非常に忙がしく働かなければならぬ状態にあります。ところがその一定の暫定期間を過ぎた後どうなるかといふことが正直のところ只今わかつておりません。まあ大体の方向としては、軍が物及び役務等の調達については直接にやらんとする部分もあつて、或る方面においては日本政府機関に頼みたいと言つてゐるところもあつて、いろいろあるのでござい

ます。軍内部においても必ずしも全面的に一致した意見だと私はまだ考へておりません。

○上條愛一君 そうするとこれは暫定期間を過ぎることになつて直接調達が多くなるということになれば、結局人員整理といふやうなことは当然起つて来なければならぬと思ひますが、これらに対する対策は何か立てておられるのですか。

○政府委員(根道広吉君) これらにつきましては、又その半面日本政府内部においていろいろ仕事をなさねばならぬ面もありますので、若しそういうことになりましたときは、早く他の部門への転換をしなければならぬといつて、相

当前からいろいろ考へてはおります。

○政府委員(根道広吉君) 当分の間、先刻申し上げました暫定期間中は特別調達の職員は非常に忙がしく働かなければならぬ状態にあります。ところがその一定の暫定期間を過ぎた後どうなるかといふことが正直のところ只今わかつておりません。まあ大体の方向としては、軍が物及び役務等の調達については直接にやらんとする部分もあつて、或る方面においては日本政府機関に頼みたいと言つてゐるところもあつて、いろいろあるのでござい

ます。軍内部においても必ずしも全面的に一致した意見だと私はまだ考へておりません。

○上條愛一君 そうするとこれは暫定期間を過ぎることになつて直接調達が多くなるということになれば、結局人員整理といふやうなことは当然起つて来なければならぬと思ひますが、これらに対する対策は何か立てておられるのですか。

○政府委員(根道広吉君) これらにつきましては、又その半面日本政府内部においていろいろ仕事をなさねばならぬ面もありますので、若しそういうことになりましたときは、早く他の部門への転換をしなければならぬといつて、相

○上條愛一君 京都特別調達庁の人員整理は何か特別なこの整理される者に對する待遇を考へておられるかどうか、全然ないのですか。

○政府委員(根道広吉君) これは京都が廃止されますから京都を全然やめるという措置をとつておりません。前国会で御審議を願ひまして或る程度の行政整理に相成りました。それは殆んど全国を平均して特調を減して行くという建前をとりました。従ひまして京都局といつても三百二名のうち約百名を免官の扱いにいたしまして、それらの者がこのたびの行政整理の範囲に入れることにして、残余を然るべく配置換する、こういうやり方でありま

す。

○鈴木直人君 只今の質問と同じようなことを質問しようと思つたのですが、要するにこの特別調達庁を将来どうするかということについては、私の聞いたところによると、今後政府の行政機関の或る程度の合理的な縮小が考へられておるようですが、その際にまあいろいろまともに考へると、こういう方向で行つていこうというに聞いているのですが、本日ここで審議しているのはそういう根本的なものでなくして、予算に關連してこの四月一日から一応切換えてやつて行く、こういうような事務的なものとしてこれは提案されたと思ふのですけれども、従つて今後直接調達か間接調達かというやうなことが、政府のほうにおいてアメリカ側と折衝の結果見通しのできる段階になれば、又それに応じた根本的な施策が考へられるだらうというふうに私たちは考へております。そこでこれは差当りの事務的なものであるとしま

しても、京都がなくなるというやうなことになるから、これに基くこの法律の裏付となるこの定員法において、法律が改正されるために人間全部の異動が行われるという改正は、定員法としては全然出ていない、こういうことになりませんか。

○政府委員(根道広吉君) 実は先般の定員法改正のときには京都局の廃止をすでに予想していろいろ内訳を立てたやうな次第でございます。

○鈴木直人君 そうすると今度は全然入つていないということになると、ここに調達局がございまして、それから本部の機構もございまして、その本部の機構と、今度新しく調整された調達局の、改正前の人員数と改正後の人員数の表が何かございましてか。

○政府委員(辻村義知君) 今持ち合わせておりませんが、後ほど差上げます。

○鈴木直人君 そうするとこういうことをしたために百人程度の人が前の定員法によつてまあ整理されるという程度であつて、あとは配置転換というやうな形で行く、こういうことでござい

ますか。

○政府委員(根道広吉君) 当面はその通りであります。又實際問題といたしまして、京都局は急に廃止することはできませんので、事実上の事務の処理に要する實際上の措置は、前の定員法改正以来徐々に進行しておつて、あとは實際の上は廃止する措置及び任命換の措置だけで済むやうに手配はつけてござい

ます。

○補見義男君 なおこの法案について

は細目に亘る点で研究を要する点もあると思ひますから、本日はこの程度にして頂きたいと思ひます。

それからついでであります。この次のときに、これは言葉が違ふ、日本とアメリカでは……言葉の同じアメリカとイギリスとは或いは例にならんかと思ひますけれども、イギリスにおけるアメリカ駐留軍の物資役務の調達方法等について若しおわかりになつておれば、これは直接調達、間接調達の問題とも關連してお伺ひしたいと思ひますから、この次のときにそういう説明もして頂けると非常に仕合せだと思ひますから、これをお願いいたします。

○政府委員(根道広吉君) できるだけ調べたいと思ひますが、アメリカ側、イギリス側があるんでしようけれど、西洋條約にはあるんでしようけれど、實際はどういうふうになつておるか、細い点は……

○補見義男君 若しわかつておつたらアメリカ、イギリスだけに限りませんが、ほかの国の場合……

○理事(山田佐一君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○理事(山田佐一君) 速記を始めて下さい。この際二時まで休憩をいたします。

午後零時四十七分休憩
午後四時五十分開会
○委員長(河井彌八君) それではこれより引續いて内閣委員会を開会いたします。

○補見義男君 ちよつとお伺ひしたいのですが、先ほど第十條の改正規定において、「庁費以外の経費による不動産の調達事務について、これはどういふ場合を予想しておられるのかを伺ひましたら、防衛分担金による調達というふうな御説明がありました。若し聞き間違ひであれば御訂正頂きたいのですが、聞き間違ひでなければ、防衛分担金による調達ということは、結局日本の防衛分担金がジョイント・アカウントによつて毎四半期ごとに向う側へ繰入れることになるのですが、その間の委任を受けて調達するというふうになっているのかどうか、この点お伺ひします。

○政府委員(根道広吉君) 不動産等の借用等に関する経費は、大体九十二億を予想されておるわけでありまして。この金は日本側でそのまま保留してございまして、それを日本政府が賄ふことになつております。

○補見義男君 先ほどイギリスにおけるアメリカ駐留軍の現地調達の方式等について、若しこの事例がおわかりであれば伺ひたいということでお伺ひしたのですが、今のところおわかりになつておられないやうで、そこでその点は止むを得ませんが「北大西洋條約締結国内ニオケル駐留軍ノ地位ニ關スル協定」第九條によりまして、それにおいては、現地調達の場合には、大体日本の場合で言いますと、特別調達庁のやうなものに當るかどうかわかりませんが、当該国における政府機関のやうなものが調達すると、こういうふう

にこの條文にはなつておるのですが、そういうことではしうか。

○政府委員(根道広吉君) 各国別にその国の軍関係の調達機関がこれを取扱うというふうに規定されておると覺えております。併しまだこれは現実に実施になつておらんと記憶しております。

○委員長(河井彌八君) 御質疑は大体終了したものと認めてよろしうござい

ますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。それでは討論に入ります。

○補見義男君 只今議題になつております特別調達庁設置法の一部を改正する法律案は、昭和二十七年年度予算の成立と、それから対日平和條約並びに日米安全保障條約、更にその保障條約に基く行政協定の成立に伴う法案でありますから、私はこの法案については賛成したいと思ふのであります。ただこの法案に賛成するに當つて強く要望したいとおきたいことが若干ござい

ますので、その点を政府に要望しておきたいと思ふのであります。

その点は先ほど來質疑応答を重ねた事項でもございまして、駐留軍の物資並びに役務の調達方式についてであります。今回の改正法律案と、只今申し上げた物資、役務の調達方式とは、必らずしも直接不可分の重大な關係はないやうであります。併し又見ようによ

りましては、改正條文の第三條のごときになるであらうかということと相當の深い關連があるやうにも思はれるのであります。即ち若しいわゆる米軍の直接調達というものが全部を占めると

つきましては賛成の委員諸君の御署名を願います。

多数意見者署名

山田 佐一	小串 清一
横尾 龍	楠見 義男
竹下 豊次	鈴木 直人

○委員長(河井彌八君) 又本日、日程に追加いたしました委員長報告をいたしたいと思いますが、委員長報告は委員長にお任せを願います。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。さうに取計ります。それでは本日はこれで散会いたします。

午後五時十一分散会

三月二十六日本委員会に左の事件を付託された。

一、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月十四日)

一、経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月十九日)

一、外務省設置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月二十日)

一、農林省設置設置法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月二十四日)

一、総理府設置設置法等の一部を改正する等の法律案(予備審査のための付託は三月二十四日)

三月二十七日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、警察予備隊令の一部を改正する等の法律案

恩給不均衡是正に関する請願(三通)

請願者 千葉県香取郡小見川町

小見川三八三 吉川弥

吉野外千九十四名

紹介議員 加納 金助君

この請願の趣旨は、第二二八八号と同じである。

第一三八四号 昭和二十七年三月二十日受理

恩給不均衡是正に関する請願

請願者 福岡県門司市中山町

吉本良助外八百八十一名

紹介議員 園 伊能君

この請願の趣旨は、第二二八八号と同じである。

第一三九二号 昭和二十七年三月二十日受理

恩給不均衡是正に関する請願

請願者 群馬県多野郡藤岡町宇

藤岡四二三 高瀬泰作

外三百三十二名

紹介議員 榊 繁夫君

この請願の趣旨は、第二二八八号と同じである。

第二二九〇号 昭和二十七年三月十五日受理

林野庁の他省移管反対に関する請願

請願者 愛媛県議会議長 立川

明

紹介議員 三橋八次郎君 玉柳

實君

最近伝えられている林野庁の他省移管問題は、林野行政と農業の密接な関係を忘却した論であり、一方国民経済上重要な役割を持つ林業の生産的、公益的性格を考慮することなく、林野庁を他省へ移管すると行政機構を多々複雑化するばかりでなく、現地の第一線行政

を混乱させる結果となるから、林野庁は従来通り農林省の所管として存続せられたいとの請願。

第二二九一号 昭和二十七年三月十五日受理

観光局設置に関する請願

請願者 大阪府北区大深町国際

観光旅館連盟近畿支部

内 棚橋亀一

紹介議員 溝淵 春夫君

講和條約発効後は、外客渡来数の飛躍的増加が予想され、これらの外客を受け入れるための各種観光施設の整備、観光地観光資源の保存、開発、接遇サービスの改善等は、未だにはなはだ不十分であり、また他方外客をわが国に誘致するための対外宣伝も欧州諸国の激烈な競争に伍して、これに劣らないよう強化する必要がある、さらに国内観光事業の部門においても改善充実を必要とする点が多々あるから、これらの諸欠陥を是正充足し、観光行政機構を拡充強化するため、今回の行政機構改革に当り運輸省内の観光部に代えより以上強力な機構と権限を有する観光局を設置せられたいとの請願。

第一三〇七号 昭和二十七年三月十七日受理

観光局設置に関する請願

請願者 東京都千代田区丸の内

一ノ日本交通公社内

内 木暮武太夫

紹介議員 石村 幸作君

国際観光事業は、貿易外収入の点からみても、国際親善に寄與する点からみても、最も平和的な文化事業であつて、昭和二十二年秋貿易の再開とともに、

総司令部の許可以来逐年観光客も増加し、特に戦後地方自治体においても観光課設置の傾向にあるから、今回政府の機構改革を機に、運輸省観光部を観光局に昇格せられたいとの請願。

第一三〇三三号 昭和二十七年三月十七日受理

軍人遺族等の恩給復活に関する請願

請願者 千葉県千葉郡津田沼町

谷津一、八九一 原田

二郎外二十名

紹介議員 松原 一彦君

講和條約の発効を控え、現在停止または制限されている元軍人の恩給復活については、(一)元軍人に対する恩給の給付を延長しないこと、(二)元軍人の恩給復活に当つては、一般文官より優位に置くこと、(三)普通恩給は年齢五十歳以上の者に対し優先的に支給すること、(四)恩給特別審議会の軍人恩給審議に際しては、委員中に旧軍人を加えること等について考慮せられたいとの請願。

第一三一七号 昭和二十七年三月十七日受理

軍人遺族等の恩給復活に関する請願

請願者 山口県萩市河添 田坂

信二外四十九名

紹介議員 中川 以良君

講和條約発効に伴う自主権回復を機に、恩給法の特例に関する勅令第六十八号を廃止して、同例により恩給を停止または制限されている軍人の遺家族傷病軍人および老齢軍人に対し、(一)恩給復活に当つては一般文官と差異のないようにすること、(二)普通恩給は、年齢五十歳以上の者に対して、優

先的に支給するようにすること等の実現を図られたいとの請願。

第一三九一号 昭和二十七年三月二十日受理

軍人遺族等の恩給復活に関する請願

請願者 福岡市西新町六〇四

小嶺精外三十九名

紹介議員 山下 義信君 小松

正雄君

この請願の趣旨は、第二三〇三三号と同じである。

第一三五一号 昭和二十七年三月十八日受理

北海道土幌村の総合開発に関する請願

請願者 北海道河東郡土幌村

長 鈴木泰助外一名

紹介議員 堀 未治君

北海道土幌村は水利に恵まれなかったため、開拓者の離農する者が続出して、状況であるから、上水道計画の完成に助成されることが、糠平、三股、上川間および糠平、然別湖畔間の道路の完成上川、十勝三股間の鉄道敷設、糠平発電所工事の早期着工等が実現されるよう取り計らわれたいとの請願。

第六六五号 昭和二十七年三月十五日受理

元軍人老齢者の恩給復活に関する陳情

陳情者 横濱市保土谷区上川井町

八四三 内藤官太外二名

元軍人に対する恩給は終戦と同時に停止されているが、大東亞戦争に關係のない六十歳以上の老人においては生活能力も弱いため、生活困窮はその極に達しており、一方すでに追放を解除された文官は恩給を復活支給されているのであるから、(一)原則として一般文官と等差を附さないこと、(二)年齢六十歳以上の老齢元軍人については直ちに普通恩給を支給すること等について善処せられたいとの陳情。

第六八九号 昭和二十七年三月十七日受理

元軍人老齢者の恩給復活に関する陳情

陳情者 東京都新宿区下落合四ノ

一、六六三 鎌田弥彦外二名

伝えられるところによると、期待された軍人恩給の復活も本年度は実現困難とのことであるが、過去六箇年間恩給を停止され、苦難の生活を続けてきた元老齢軍人の悲憤な実状を考慮して、これらに対する救済措置を講ぜられたいとの陳情。

第六九七号 昭和二十七年三月十八日受理

元軍人老齢者の恩給復活に関する陳情

陳情者 佐賀市神野町一、二三三

副島英彦外十六名

この陳情の趣旨は、第六八九号と同じである。

第六九八号 昭和二十七年三月十八日受理

元軍人老齢者の恩給復活に関する陳情

陳情者 徳島市馬町四ノ六ノ一

福田卓司外六名

この陳情の趣旨は、第六八九号と同じである。

第七二〇号 昭和二十七年三月十九日受理

元軍人老齢者の恩給復活に関する陳情

(二通)

陳情者 佐賀県西松浦郡伊万里町 光武貞経外十一名

この陳情の趣旨は、第六八九号と同じである。

第七四〇号 昭和二十七年三月二十日受理

元軍人老齢者の恩給復活に関する陳情

陳情者 名古屋市中区和南分町 六ノ五八 加藤幾久松

この陳情の趣旨は、第六八九号と同じである。

第六六六号 昭和二十七年三月十五日受理

林野庁の他省移管反対に関する陳情

(三通)

陳情者 熊本県天草郡深瀬村 浜崎武外二名

最近伝えられている林野庁の他省移管問題は、林野行政と農業の密接な関係を忘却した論であり、一方国民経済上重要な役割を持つ林業の生産的、公益的性格を考慮することなく、林野庁を他省へ移管すると行政機構を多々複雑化するばかりでなく、現地の第一級行政を混乱させる結果となるから、林野庁は従来通り農林省の所管として存続せられたいとの陳情。

第六九〇号 昭和二十七年三月十七日受理

林野庁の他省移管反対に関する陳情

(三通)

陳情者 熊本県天草郡高浜村 農業

協同組合長理事 森永定 春外二名

この陳情の趣旨は、第六六六号と同じである。

第七〇二号 昭和二十七年三月十八日受理

林野庁の他省移管反対に関する陳情

(五通)

陳情者 熊本県天草郡宮地岳村 長 中西龜八郎外六名

この陳情の趣旨は、第六六六号と同じである。

第七二二号 昭和二十七年三月十九日受理

林野庁の他省移管反対に関する陳情

陳情者 熊本県天草郡手野村井手三、〇七六手野村農業協同組合長 井上国男

この陳情の趣旨は、第六六六号と同じである。

第六六七号 昭和二十七年三月十五日受理

厚生省業務局存置に関する陳情(三通)

陳情者 富山市表町(昭和会館内) 富山県農業会内 石黒七三外二名

今回政府は業務、医務両局を統合して新設の社会省に医務局として設置するよしであるが、現下業務行政の複雑緊要性と年産額四百数十億円に達する医薬品工業がわが国産業界において占める地位の重要性等に鑑み、これを主管する中央庁には業務専門の一局なくしては産業の指導育成はもた論取締、監督等到底その円滑な運営は期し難いから、現在の通り、中央省に業務局を存置せられたいとの陳情。

第六九九号 昭和二十七年三月十八日受理

厚生省業務局存置に関する陳情(二通)

陳情者 札幌市北二條西二ノ七北海道薬剤師協会内 大西哲雄外四名

この陳情の趣旨は、第六六七号と同じである。

第七一八号 昭和二十七年三月十八日受理

厚生省業務局存置に関する陳情

陳情者 札幌市北二條西二ノ七北海道薬剤師協会内 大西哲雄外二名

この陳情の趣旨は、第六六七号と同じである。

第七一九号 昭和二十七年三月十九日受理

厚生省業務局存置に関する陳情

陳情者 富山市新越曲輪一八富山県家庭協同組合連合会 長 広瀬重造

この陳情の趣旨は、第六六七号と同じである。

第六六八号 昭和二十七年三月十五日受理

観光局設置に関する陳情

陳情者 岐阜県恵那郡大井町恵那峡観光協会内 中尾権八

講和條約発効後は、外客渡来数の飛躍的増加が予想され、これらの外客を受け入れるための各種観光施設の整備、観光地観光資源の保存、開発、接遇サービスの改善等は、未だにはなはだ不十分であり、また他方外客をわが国に誘致するための対外宣伝も欧州諸国の激烈な競争に伍して、これに劣らな

いよう強化する必要がある、さらに国内観光事業の部門においても改善充実を必要とする点が多々あるから、これらの諸欠陥を是正充足し、観光行政機構を拡充強化するため、今回の行政機構改革に当り運輸省内の観光部に代えより以上強力な機構と権限を有する観光局を設置せられたいとの請願。

第六六九号 昭和二十七年三月十五日受理

観光局設置に関する陳情(四通)

陳情者 埼玉県入間郡飯能町長 増島徳外三名

この陳情の趣旨は、第六六八号と同じである。

第七二二号 昭和二十七年三月十九日受理

観光局設置に関する陳情

陳情者 岡山県小田郡真鍋島村 長 山本代吉

この陳情の趣旨は、第六六八号と同じである。

第六七〇号 昭和二十七年三月十五日受理

運輸省海運局存置に関する陳情

陳情者 青森県知事 津島文治

今回の行政機構改革に伴って、運輸省の出先機関である地方海運機構が仮りに伝えられるように縮小せられ、あるいは東北海運局が廃止または併合せられることは、東北産業経済発展のため好ましくないことと考えられるから、これが存置を図られたいとの陳情。

第六七一号 昭和二十七年三月十五日受理

人権擁護局存置に関する陳情

陳情者 奈良市登大路町三五奈良

人権擁護委員協議会連合会内 堀内政信

今回行政整理に伴い、人権擁護局を縮減する由であるが、人権擁護制度は民主日本の確立の目的の下に創設されたものであつて、新憲法の下に創設された人権の保護と尊重の上にもむしろ一層の拡充を必要とする時期であるから、人権擁護局の存続とその拡大を図られたいとの陳情。

第六八〇号 昭和二十七年三月十五日受理

畜系行政機構存置に関する陳情

陳情者 東京都千代田区有楽町一ノ七畜系会館内中央畜系協会 長 吉田清二外八名

行政機構の改革に伴い、畜系、畜産両局の統合が計画されているよしであるが、畜系業は、輸出産業の首位を占め、わが国経済上重要な使命を持つており、競合農作物との調整を図りつつ桑田、蚕種、養蚕、製糸、生糸検査、輸出に至る一貫した統一的指導行政を必要とするものであるから、従来通り、畜系局を独立存置せられたいとの陳情。

第七〇一号 昭和二十七年三月十八日受理

畜系行政機構存置に関する陳情(二通)

陳情者 秋田県雄勝郡湯沢町内藤町二四秋田県畜産販売農業協同組合連合会 長理事 高畑貢外一名

今回中央行政機構の改革に伴い農林省の畜系、畜産の両局を統合する由であるが、畜系行政の独立は畜系業そのものの使命ならびに性格より見て絶対要

件であるから、逕系局を存置せられた
ことの陳情。

第七〇〇号 昭和二十七年三月十八

日受理

新潟海運局廃止反対に関する陳情

陳情者 新潟市下大川前通二海員

館内新潟県民主労働組合

協議会内 杉山善太郎

最近政府は、行政機構の改革によつて
新潟海運局の格下げ若しくは廃止を企
図しているよしであるが、機構の縮少
は必然的に船員労働に対するサービスの
低下を招き、労働の荒廃からくる労
資の紛争、調整に適切な行政上の処
理を欠くことは予想に難くないから、
このような措置には断固反対であると
の陳情。

第七〇五号 昭和二十七年三月十八

日受理

新潟県に日本海海運局設置の陳情

陳情者 新潟市議会議長 小島喜

藏

海運の重要性とこれに対する合理的な
海運行政機構は、船舶交通を中心と
し、これに地勢情況、海象情況、経済
情況および通信陸上交通とを勘案し、
その管区および指揮系統を設定して始
めて初期の目的が期し得られるもので
あるから、地理的、経済的諸條件に準
拠して秋田、山形、富山、石川、長野の
六県を一貫して管掌する日本海海運局
を新潟県に設置せられたいとの陳情。

第七一四号 昭和二十七年三月十八

日受理

徳島県下に警察予備隊設置の陳情

陳情者 徳島県議会議長 川真田

郁夫

徳島県は、四国の東部に位し、わが国

商工経済の中心地である阪神地方に最
も接近せる重要な地点にあるため、あ
らゆる角度からもつてしても警察予備
隊設置の箇所として適地であり、幸に
してこれが受入に必要な土地、建物
にも恵まれてゐるから、国民の治安秩
序維持等の観点より考慮して是非とも
本県に警察予備隊を設置せられたいと
の陳情。

第七二九号 昭和二十七年三月二十

日受理

軍人遺族等の恩給復活に関する陳情

陳情者 福岡県朝倉郡杷木町赤

谷 原彦雄外二千六百七

十四名

講和條約発効に伴う自主権回復を機
に、軍人遺族等の恩給を復活し、遺族
扶助料は最低月額五千円以上とし、軍
人恩給については一般文官と同率とせ
られたいとの陳情。